

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 横 井 里 香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 2 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 13 日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2, 5	30, 520, 000 24, 416, 000	一括	6, 104, 000	387, 230	82, 974
2	14, 890, 000				
5	15, 630, 000				



物 件 目 録

2	所 在	一宮市三条字西蛭子
	地 番	35 番 1
	地 目	宅地
	地 積	964.38 平方メートル
5	所 在	一宮市三条字西蛭子 35 番地 1
	家屋 番号	35 番 1
	種 類	倉庫
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
	床 面 積	1 階 483.24 平方メートル 2 階 161.70 平方メートル
	(附属建物)	
	符 号	1
	種 類	物置
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	床 面 積	5.84 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月25日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 横 井 里 香

1 不動産の表示

【物件番号2, 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2, 5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

2	所 在	一宮市三条字西蛭子
	地 番	35 番 1
	地 目	宅地
	地 積	964.38 平方メートル
5	所 在	一宮市三条字西蛭子 35 番地 1
	家屋 番号	35 番 1
	種 類	倉庫
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
	床 面 積	1 階 483.24 平方メートル 2 階 161.70 平方メートル
	(附属建物)	
	符 号	1
	種 類	物置
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	床 面 積	5.84 平方メートル



令和 7 年(ヌ)第 43 号

令和 8 年 1 月 20 日受理

令和 8 年 3 月 **27** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物件 2、5 関係)

名古屋地方裁判所 一宮支部

執行官 富 田 勝 則

物 件 目 録

2	所 在	一宮市三条字西蛭子		
	地 番	3 5 番 1		
	地 目	宅地		
	地 積	9 6 4 . 3 8 平方メートル		
5	所 在	一宮市三条字西蛭子 3 5 番地 1		
	家屋 番号	3 5 番 1		
	種 類	倉庫		
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建		
	床 面 積	1 階	4 8 3 . 2 4 平方メートル	
		2 階	1 6 1 . 7 0 平方メートル	
	(附属建物)			
	符 号	1		
	種 類	物置		
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		
	床 面 積	5 . 8 4 平方メートル		

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件2				
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項					
建物	物件5				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を倉庫として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	本建物に庇及び差し掛けが設置されている(設置位置は、土地建物位置関係図(概略)のとおり)				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 株式会社ネッツトラスト（債務者）代表者	1 物件5建物は、当社が建築資材や解体工事に伴う分別前の廃棄物の倉庫として使用しています。なお、当社は、建築工事や電気工事、解体工事等を行う総合建設業を営んでいます。 2 物件5建物について、当社が購入して以降に増改築やリフォームをしたことはありません。ただし、天井の至る所で雨漏りがしていますし、南側の壁面と地面の継ぎ目からも雨水が浸入してくることがあります。 3 物件2土地に関し、隣地所有者との間で、境界について争い等はありません。 4 物件2土地の地中に、がれき等を埋めたことはありませんが、前所有者も当社と同種の営業をしていたため、その当時のがれき等が埋められた可能性はあると思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

- 1 物件2土地及び物件5建物の占有関係について
関係人の陳述及び現況等から、2枚目のとおり認められる。
- 2 物件2土地の現況等について
 - (1) 物件2土地は、物件5建物の敷地等として利用されている。
 - (2) 境界標については、土地建物位置関係図（概略）のＡ点に金属鋲が、イ点にプラスチック杭が、オ点に境界標が埋設されていると思われるパイプが確認できたが、これら以外は一見して確認できなかった。また、地番35番3土地の北東角（カ点）に金属鋲が、同34番1土地の北東角（キ点）に刻印が確認できた。
 - (3) 北側、南側及び西側の各境界には、フェンスや側溝、ブロックが存在しているものの、東側には境界を示すものは存在していなかった。そのため、地番35番3土地は、外観上、物件2土地と一体となっている。
 - (4) 確認できた境界標間を簡易計測したところ、その結果は、ほぼ公図及び地積測量図のとおりであったことから、東側境界は、境界標、公図及び地積測量図の存在並びに簡易計測の結果により、概ね明確になっていると思われる。
- 3 物件5建物の現況等について
特段の損傷は認められず、全体的に経年相当の傷みや汚れなどが見受けられた。
- 4 その他
物件2土地上の縁石が前面道路に越境している。

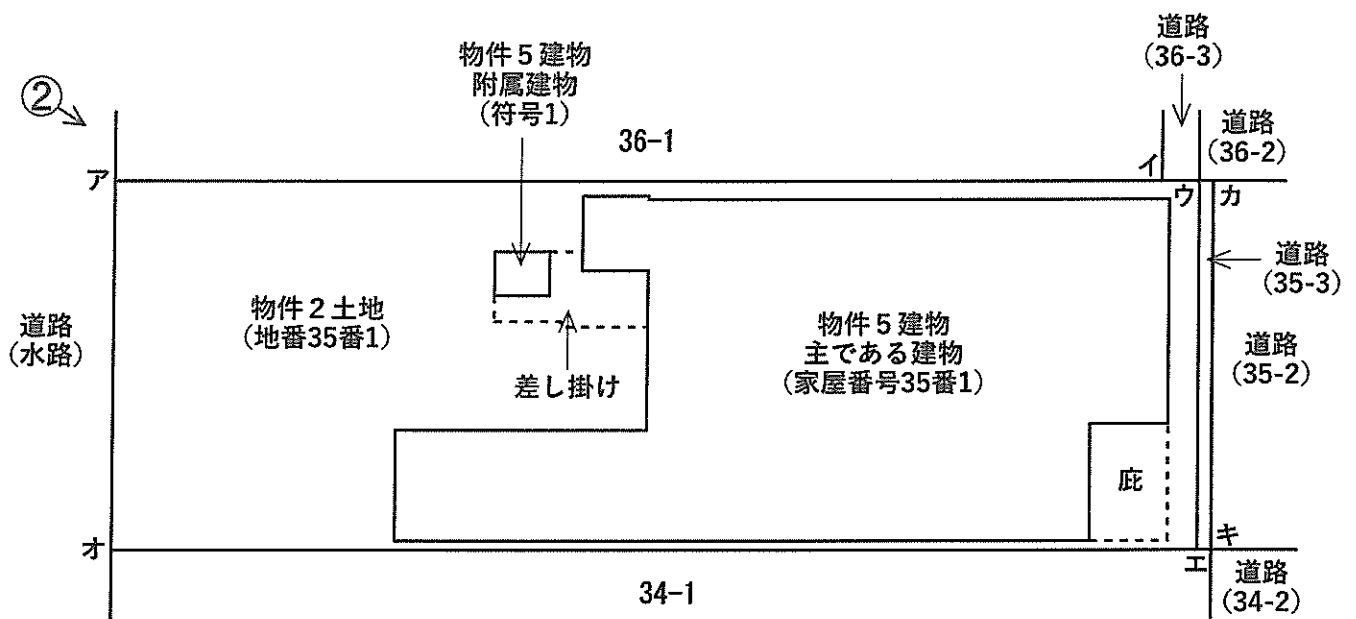
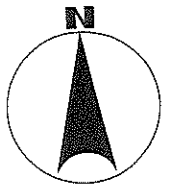
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 1月21日(水) 9:00 - 9:05	名古屋法務局一宮支局	登記記録全部事項証明書及び公図等交付申請
R8年 1月23日(金) 13:55 - 14:05	目的物件所在地	物件確認、写真撮影(外観)、占有状況調査
R8年 1月23日(金) 14:25 - 14:25	一宮市東五城	現況調査日程調整連絡及び照会書投函
R8年 2月 6日(金) : - :	(郵便)	現況調査日連絡書送付
R8年 2月19日(木) 11:30 - 12:40	目的物件所在地	立入調査、写真撮影(屋内外)、評価人同行
R8年 2月27日(金) 10:00 - 10:05	一宮市東五城	債務者代表者から占有関係等について聴取
R 年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年2月19日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

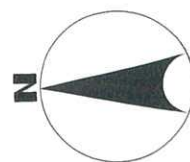
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

間取図（概略）



主である建物

1階

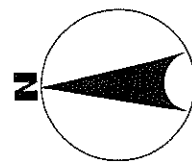


附属建物
(符号1)



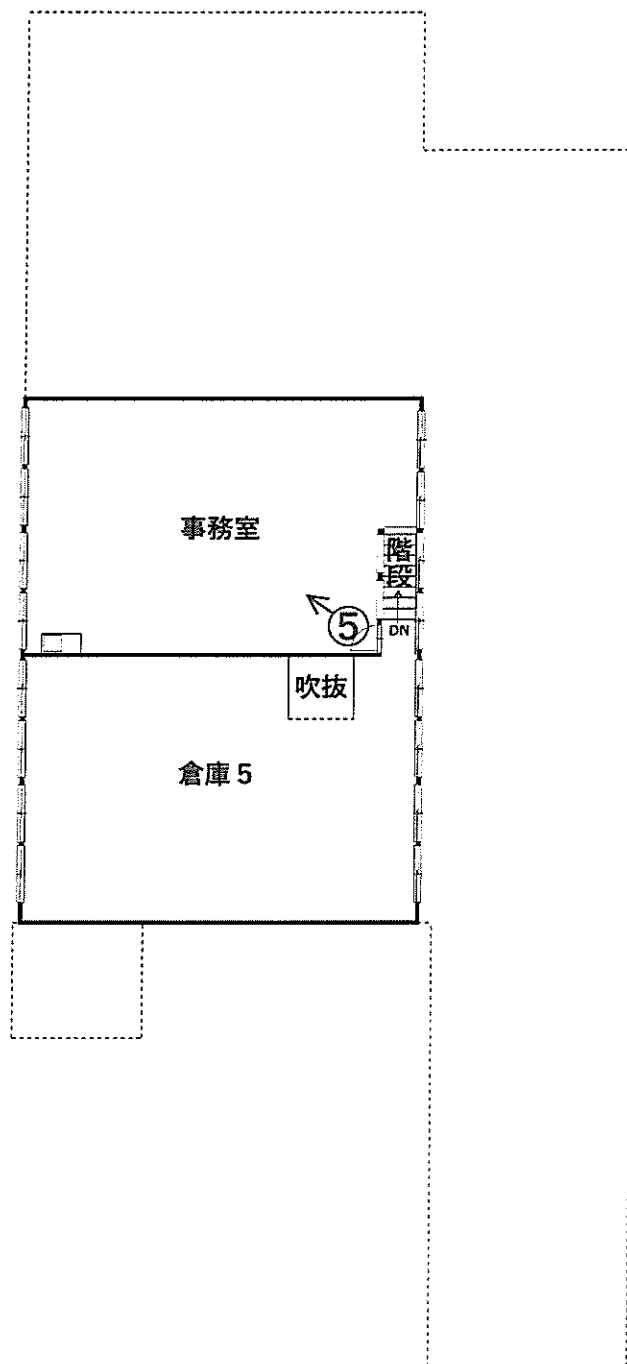
写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

間取図（概略）



主である建物

2階



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

物件 5 建物
(主である建物)

庇

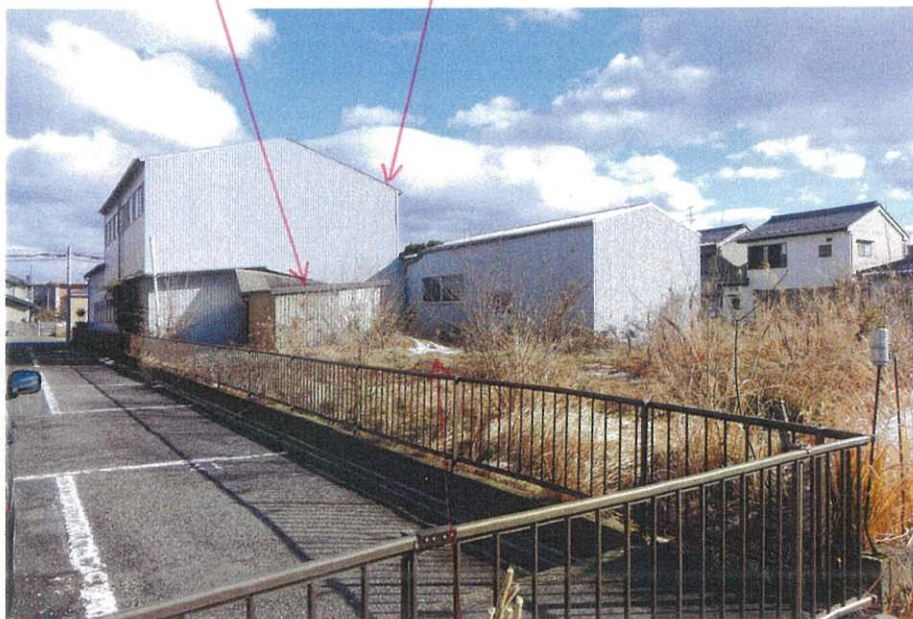


物件 2 土地

① 物件 2 土地、物件 5 建物の外観

物件 5 建物
(附属建物)

物件 5 建物
(主である建物)



物件 2 土地

② 物件 2 土地、物件 5 建物の外観



③ 倉庫1（主である建物）



④ 倉庫4（主である建物）

（10 枚目）



⑤ 事務室（主である建物）

令和 7 年 (又) 第 4 3 号
令和 8 年 1 月 2 2 日 受 理
令和 8 年 2 月 1 9 日 現 地 調 査
令和 8 年 3 月 9 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書
(物件 2、5)

評価人 不動産鑑定士

竹 中 成 仁

第1 評価額

一括価格	
金 3 0 , 5 2 0 , 0 0 0 円	
内訳価格	
物件2(土地)	金 1 4 , 8 9 0 , 0 0 0 円
物件5(建物)	金 1 5 , 6 3 0 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件2及び5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件2の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
2	所 在 地 番 地 目 地 積	一宮市三条字西蛭子 35番1 宅地 964.38㎡	同左
5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 符 号 種 類 構 造 床 面 積	一宮市三条字西蛭子35番地1 35番1 (主である建物) 倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階 建 1階 483.24㎡ 2階 161.70㎡ (附属建物) 1 物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 5.84㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位置・交通	名鉄尾西線「二子」駅の北西方・道路距離約3 k m 名鉄バス「五城中」停の南東方・道路距離約350m (附属資料「位置図」参照)			
付近の状況	戸建住宅、共同住宅、農地等が見られる倉庫等も散見される住宅地域。			
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外 宅地造成等工事規制区域		
画地条件	地 積 間 口 奥 行 形 状	964.38㎡ 約18.2m 約53m 長方形	} 法務局備付公図、地積測量図及び現地調査による	
接面道路の状況	東側幅員約6.2m舗装市道(建築基準法第42条1項1号による道路)及び西側幅員約1.4m舗装市道(建築基準法による道路に該当しない)にそれぞれ概ね等高に接面する。二方路地。			
土地の利用状況等	物件2は物件5の敷地として利用されている。 隣地は共同住宅、農地及び道路等である。			
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし(特記事項) なし(特記事項)		
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図(昭和40年版、昭和62年版、平成13年版)を調査した結果、当該物件は農地或いは未利用地、作業所或いは倉庫等の敷地(建設関連)等であったと推定される。 土壌汚染のリスクは不明であるため、調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。			
特記事項	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 マップあいちによると、昭和49年7月及び昭和51年9月洪水にて浸水の実績があった。国土交通省ハザードマップポータルサイトによると、河川の氾濫等により想定される浸水の深さ(想定最大規模)は3～5mの範囲になっていた。詳細は一宮市役所治水課等に問い合わせる必要がある。 都市ガスは東側道路に本支管の埋設がある。都市ガス供給の可否は東邦ガス株式会社に問い合わせる必要がある。 下水道は東及び西側道路に本管の埋設があるが、物件2は未接続である。詳細は一宮市役所給排水設備課に問い合わせる必要がある。 庇及び差し掛けがあった。 関係者に聴取したところ、従前の所有者は建設会社のため、埋戻材等の詳細は不明であるとのことであった。			

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 事 項) 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	昭 和 50 年 月 日 不 詳 新 築 50 年 以 上 約 0 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 着色亜鉛鉄板等 亜鉛鉄板(素地表し)、ボード、クロス等 ボード、ビニール波板(素地表し)、ベニヤ等 コンクリート、フロアパネル、ベニヤ等 電気、給排水衛生設備(特記事項) 特になし
床 面 積 (現 況)	第 3 目的物件記載の通り 延べ床面積 644.94㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	倉庫 附属資料 建物間取図の通り
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	平成元年1月日不詳増築、平成2年1月日不詳増築(登記事項) 建築年月日から判断すると、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。アスベスト使用等の詳細については専門調査機関による調査を要する。 全体的に経年相応の劣化が見られた。 便所は汲み取り式である。 ホイストが3台あったが、耐用年数を満了しているものと思われ、価値はないものと判断した。 動産、廃棄物等が残置されていた。処分には費用が掛かるものと思われる。 関係者に聴取したところ、雨漏りが多数あり、大雨時には南側内壁が濡れ、床に水たまりができることがあるとのことであった。	

区 分	物件5 附属建物 符号1	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載) 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	平成2年1月日不詳 新築 36年以上 約0年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 亜鉛メッキ鋼板葺 着色亜鉛鉄板等 亜鉛鉄板(素地表し)、ビニール波板(素地表し) 亜鉛鉄板(素地表し) コンクリート等 電気 特になし
床 面 積 (現 況)	第3 目的物件記載の通り 延べ床面積 5.84㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	物置 附属資料 建物間取図の通り
品 等	劣る	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件2)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	59,200	0.92	964.38	0.90	47,270,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 一宮(県)-9

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $60,800 \text{ 円/㎡} \times 100.3 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 103 \approx 59,200 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件(方位、二方路)等を考慮した。

◇地域格差：街路、交通、環境、行政条件格差等を考慮

イ 個別格差：規模0.90 方位1.02 二方路1.00 相乗積0.82

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件5)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
5 主である 建物	90,000	644.94	0.02	1,161,000
5 附属建物 符号1	60,000	5.84	0.01	4,000
合 計				1,170,000

各建物の計算結果は千円未満を四捨五入する端数処理を行い、合計は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。

ウ 現価率

主である建物：経済的耐用年数を経過しているものと判断し、現価率を2%と査定した。

附属建物 符号1：経済的耐用年数を経過しているものと判断し、現価率を1%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	47,270,000	0.50	法定地上権	23,640,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)－ウ} ×エ×オ
2	47,270,000	－ 23,640,000		0.90	0.70	14,890,000
5	1,170,000	＋ 23,640,000	0	0.90	0.70	15,630,000
一括価格 (合計)						30,520,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件5は経済的耐用年数を満了していること、動産類の処分に費用を要すること及び第4 1及び2特記事項等を考慮し、査定した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地価格：一宮(県)-9
所在：一宮市三条字大平41番7
価格：60,800円/㎡
位置：名鉄尾西線「奥町」駅の南方約3.1km
価格時点：令和7年7月1日
地積：237㎡
供給処理施設：水道、下水、ガス
接面街路：西4.9m市道、背面道
用途指定等：第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ公営住宅に隣接した住宅地域

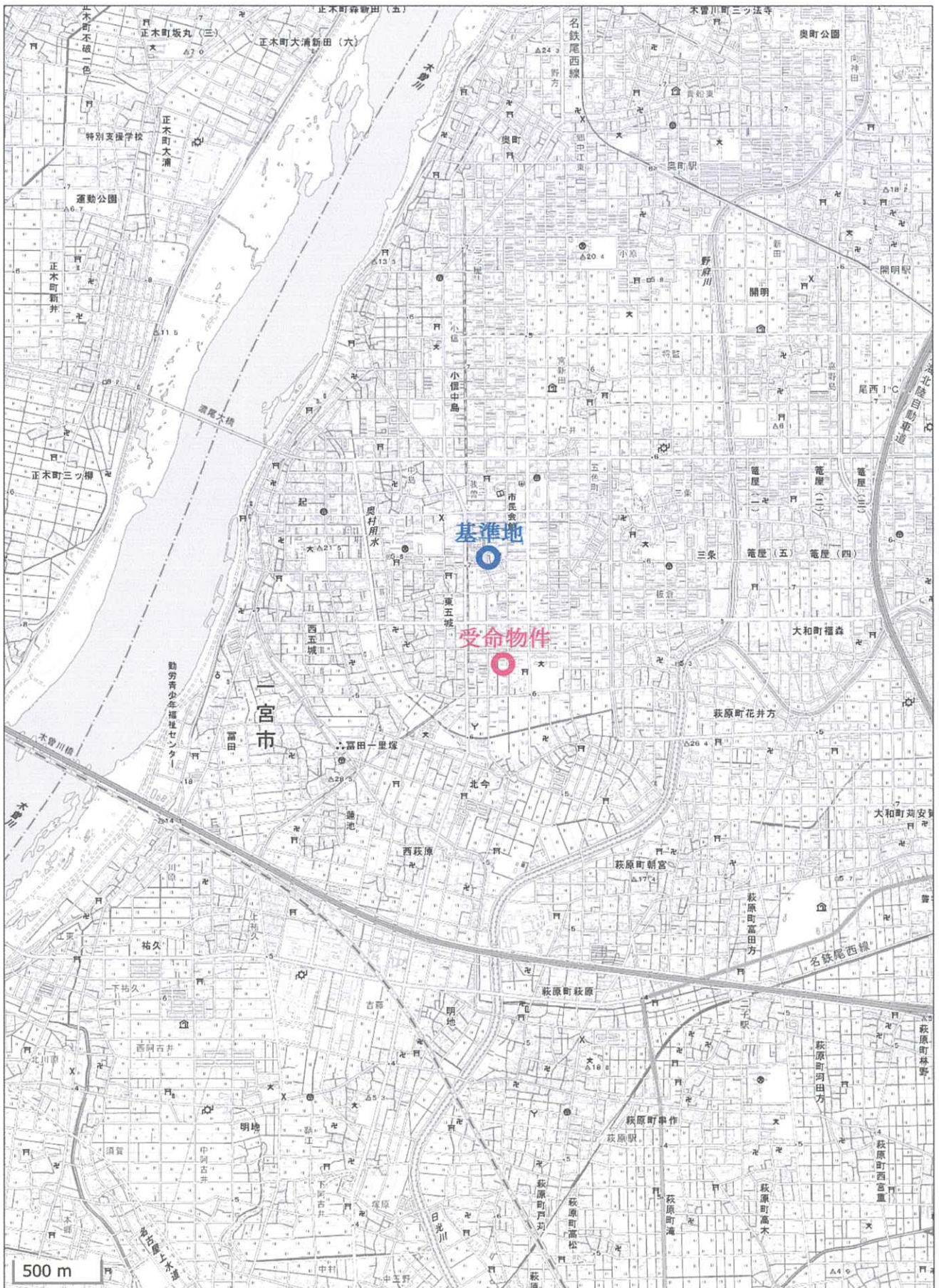
第7 附属資料

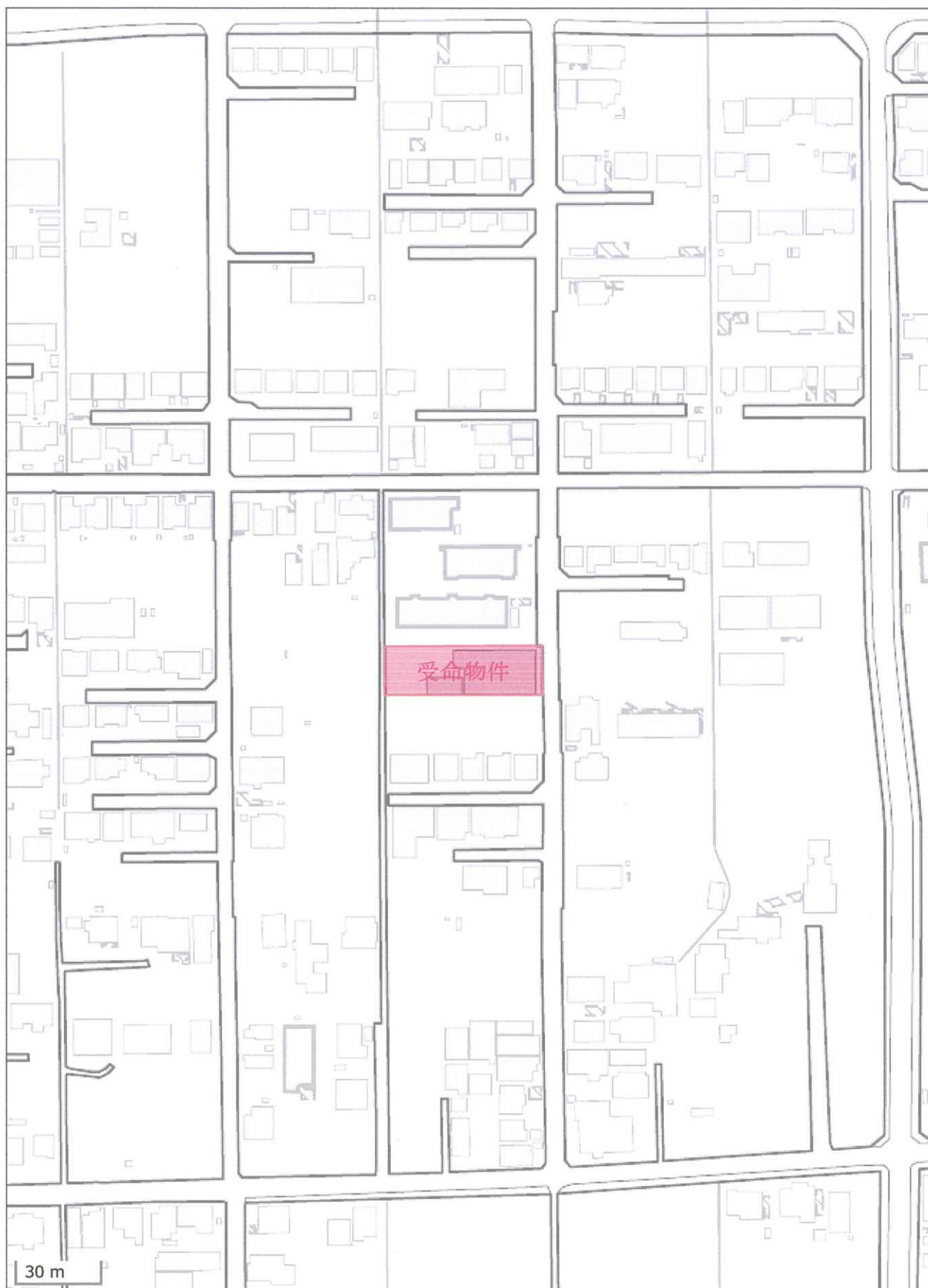
- 1 位置図(国土地理院)
- 2 付近案内図(国土地理院)
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

以上

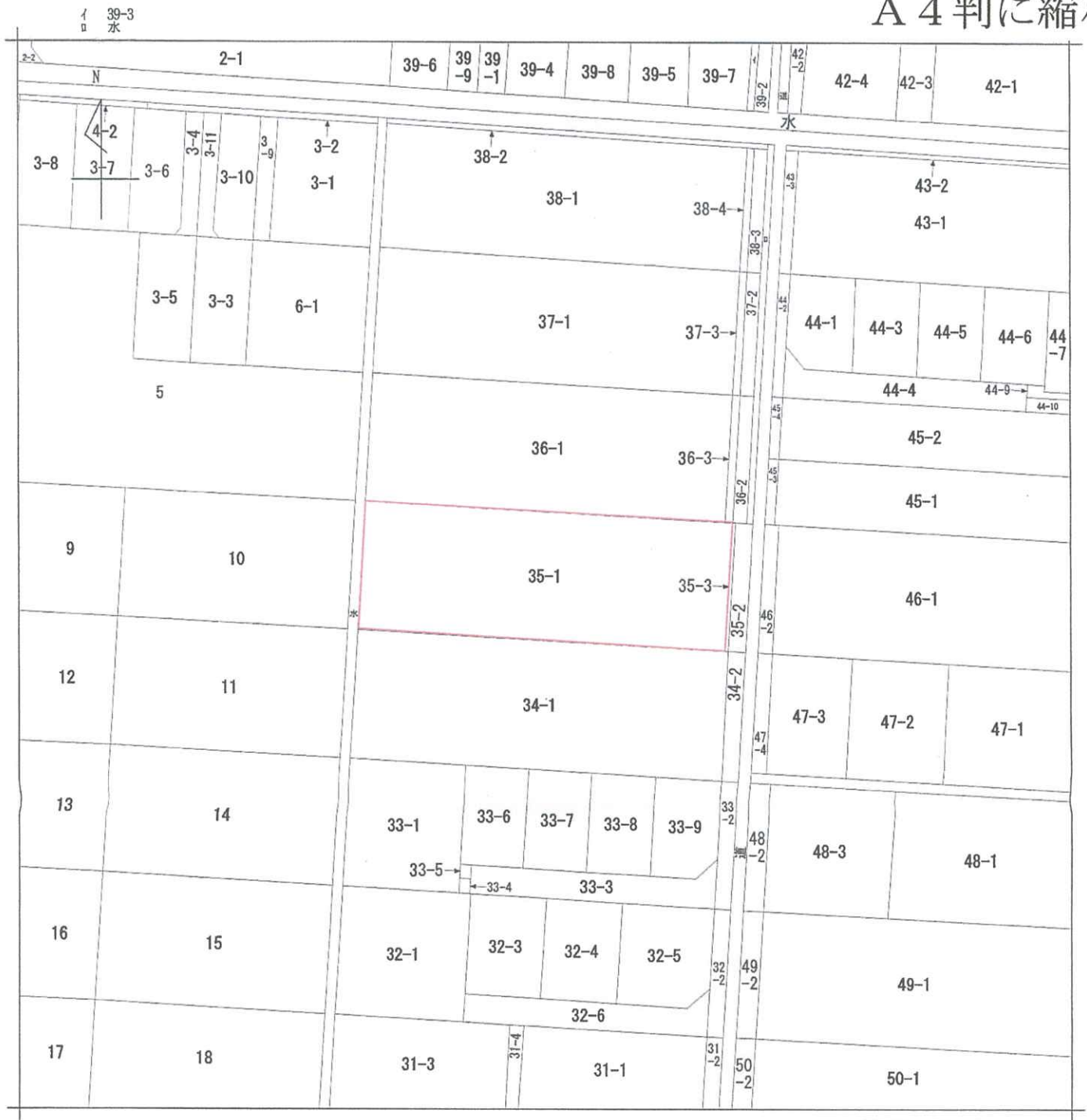
位置図

地理院地図 GSI Maps





A 4 判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
三条字西蛭子

請求 部	所在	一宮市三条字西蛭子			地番	35番1		
出力 縮尺	1/600	精度 区分	乙二	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類 土地改良所在図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)			補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日
名古屋法務局一宮支局
登記官

請求番号：2-3
(1/1)

公用

登記年月日：昭和50年1月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日

名古屋法律事務所 宮支局

登記官

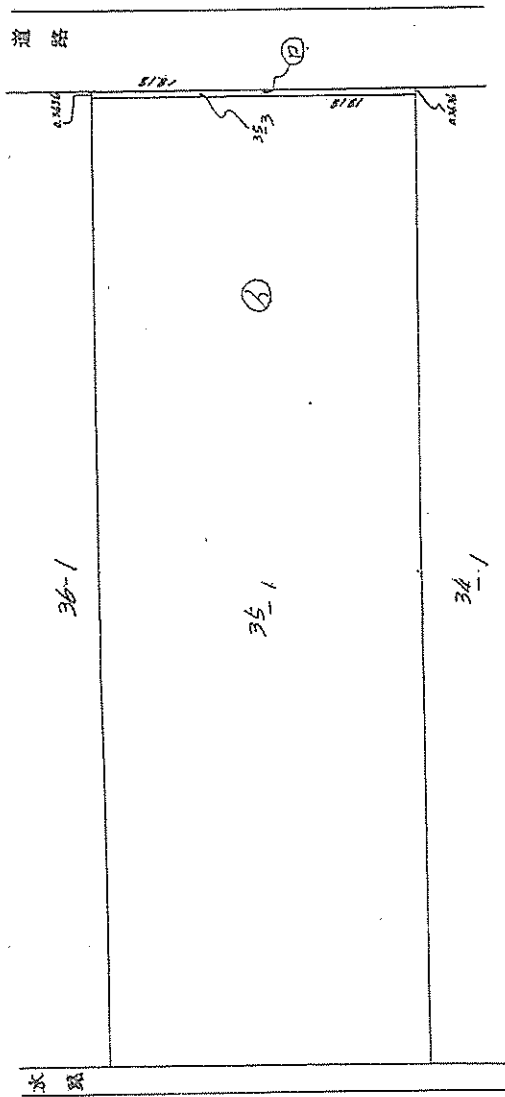
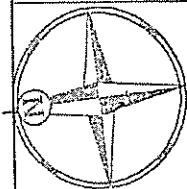
地積測量図

前 35-1 (後・新)

1308730

地番	35-3 35-1
土地の所在	豊田県三好市

作製者	昭和四十九年拾月参拾日
年	
月	
日	



水積 35-3
 $18.18 \times 0.3636 = 6.610248$
地積 661 m^2

550.1.8
単位 m^2

縮尺 1/300

A4判に縮小

昭和五〇年八月八日

登記年月日：令和2年4月1日

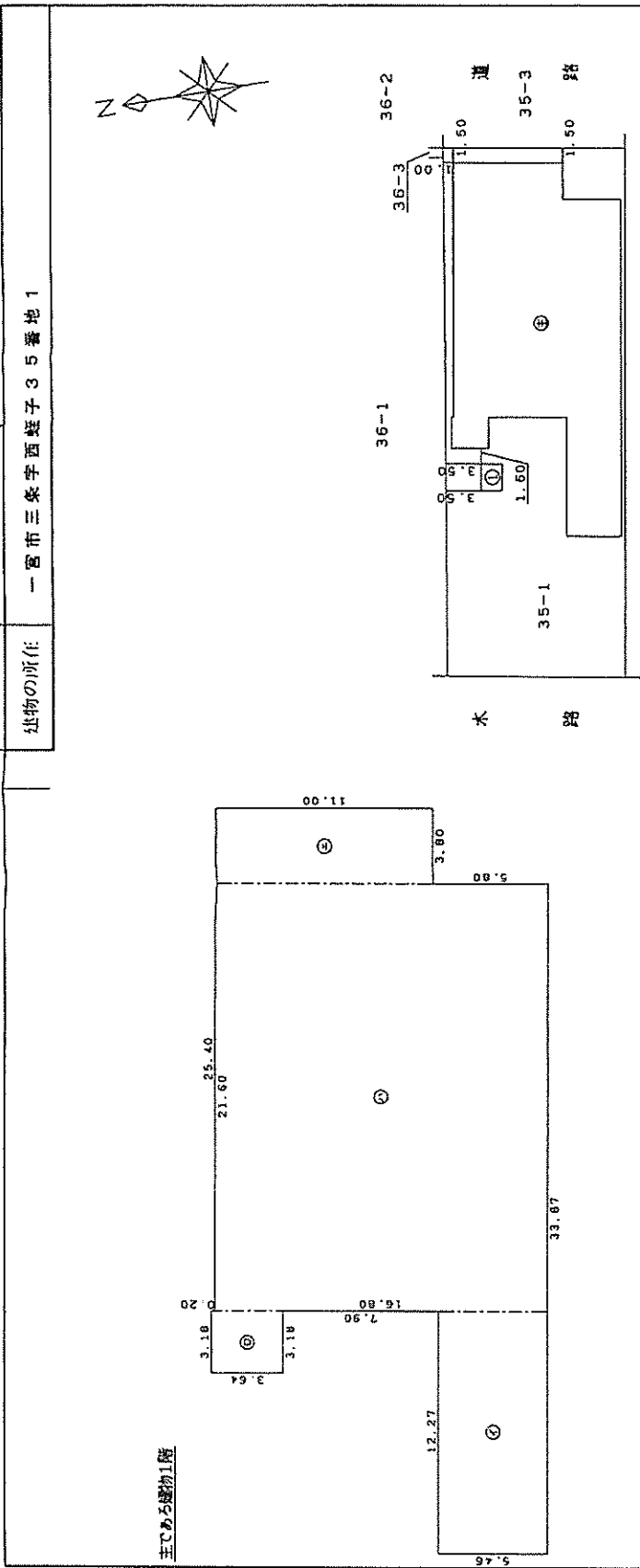
公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 8 年 1 月 21 日 名古屋法務局 一宮支局

登記官

建築物図面図

家屋番号	35番1
建物の所在	一宮市三条字西蛭子35番地1



求積表

①	12.27	X	5.46	=	66.9942
②	3.18	X	3.54	=	11.2752
③	21.60	X	18.80	=	362.8800
④	3.80	X	11.00	=	41.8000
計					483.2494

床面積 483.24 m²

(公) 等 川

作成者 (株) 三井物産株式会社
(令和 2 年 3 月 24 日)
縮尺 1/250

申請人 [Redacted]
縮尺 1/500
単位=メートル

(愛知県土地家屋調査士会川紙)

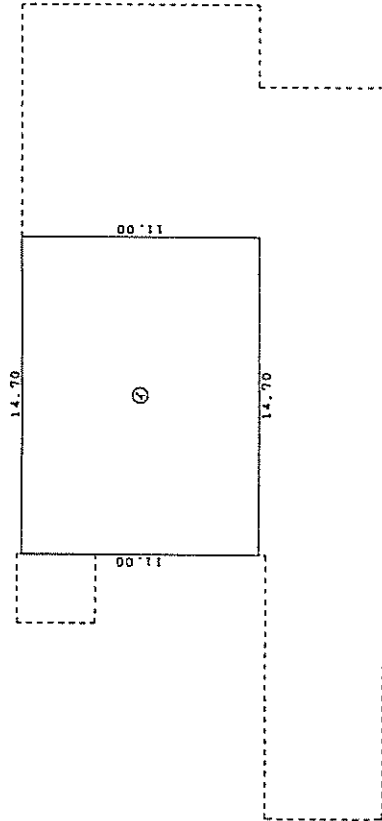
登記年月日：令和2年4月1日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年1月21日 名古屋法務局一宮支局 登記官

建物平面図

家屋番号	35番1
建物の所在	一宮市三条字西蛭子35番地1

主である建物2階



床面積 2.73 x 2.14 = 5.8422

床面積 5.84 m²

床面積 14.70 x 11.00 = 161.7000

床面積 161.70 m²

附属建物1



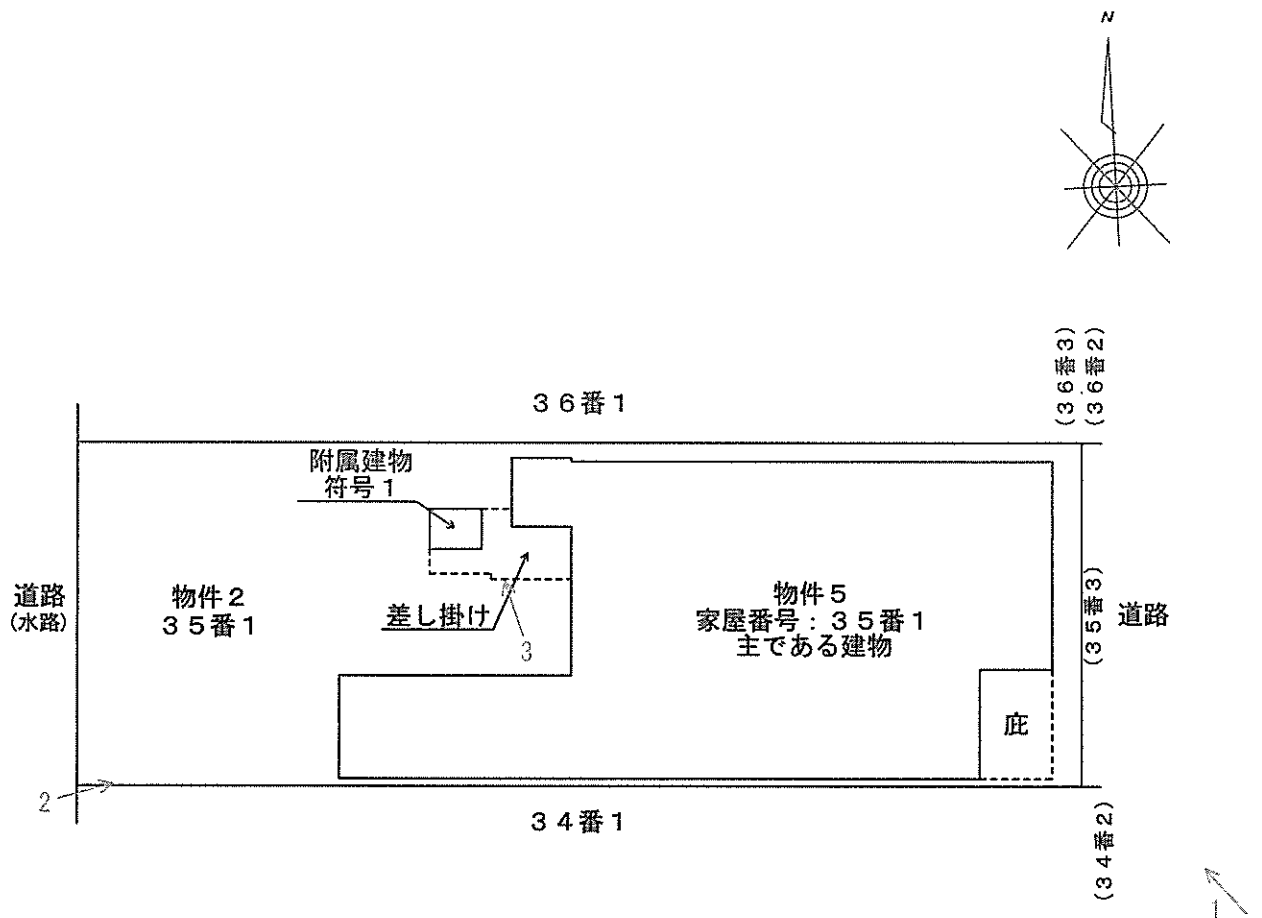
（公）（私）（共）

単位メートル

作成者	（令和2年3月24日）	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/250
-----	-------------	----------	-----	----------

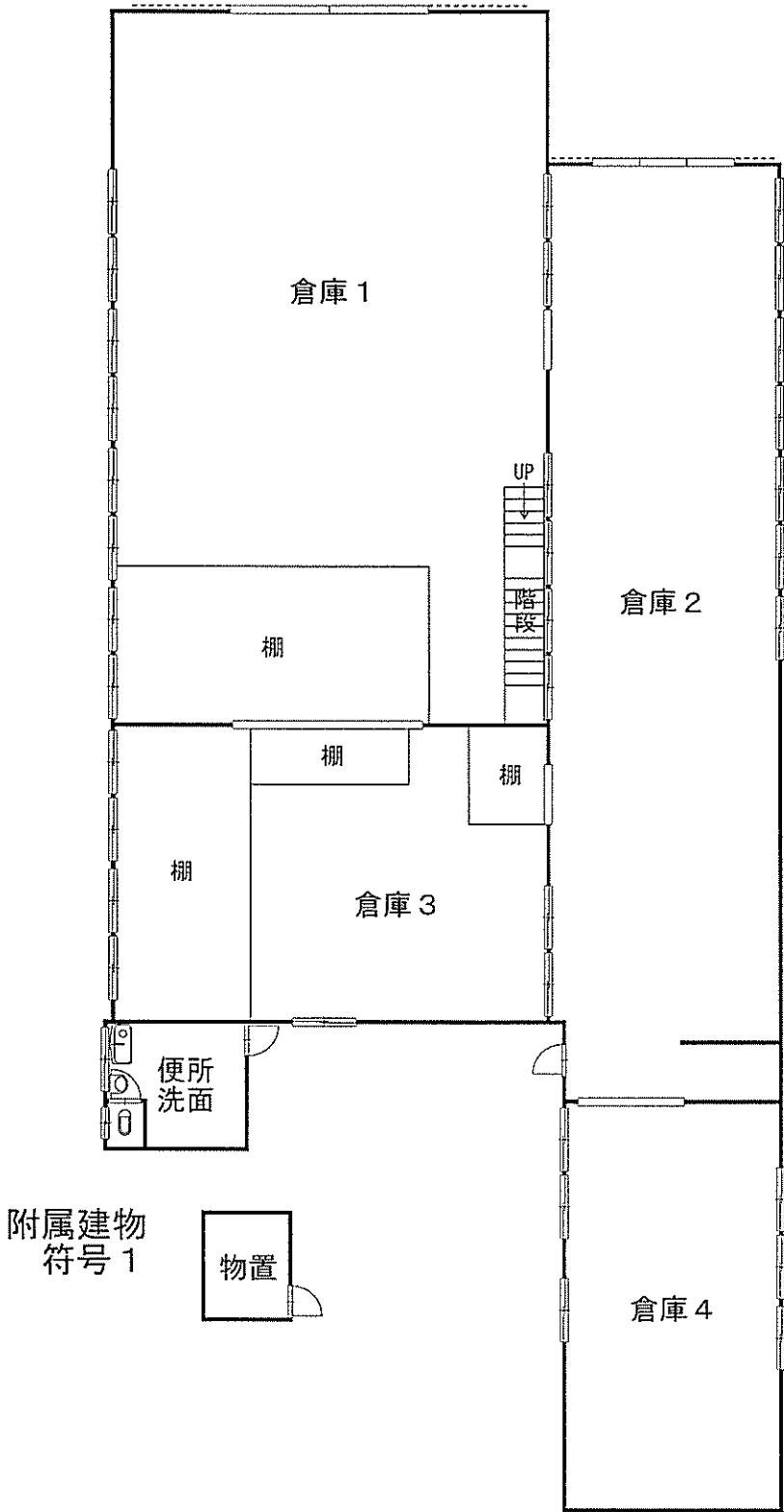
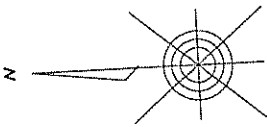
（愛知県土地家屋調査士会利用紙）

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)

物件 5
主である建物
1階



建物間取図(概略)

主である建物
2階

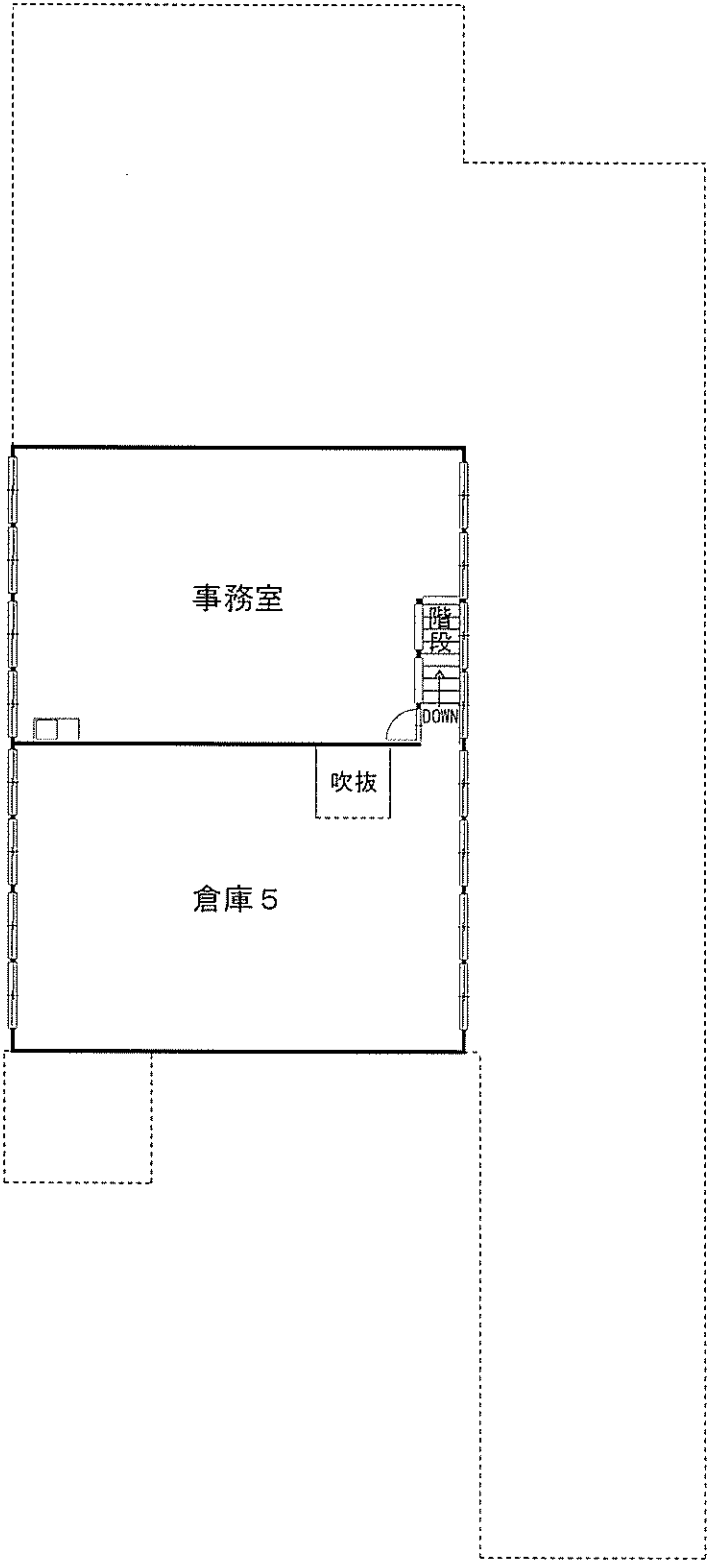




写真1



写真2

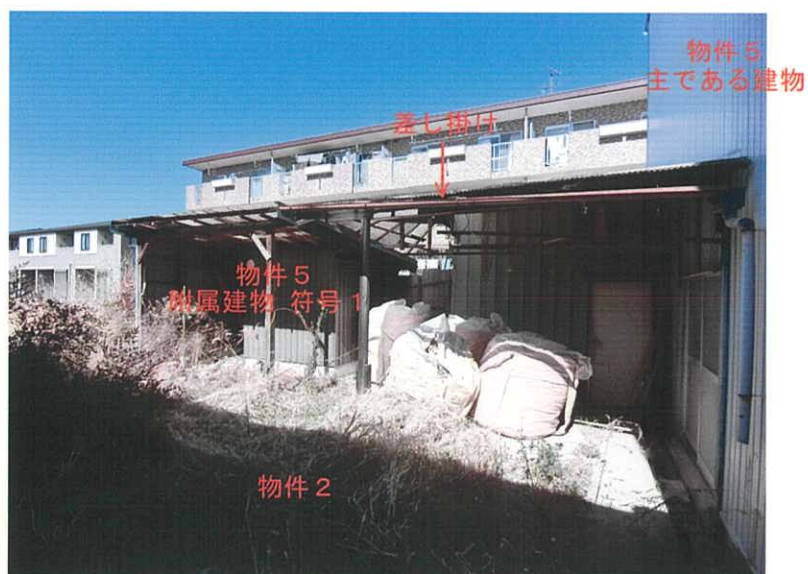


写真3